

議 案 名	富士見市水道事業の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例の制定について
制 定 趣 旨	水道法施行令（昭和32年政令第336号）の一部改正等に伴い、富士見市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件及び学歴、学科要件等に関する条例の一部を改正するものです。
制 定 内 容	(第3条・第4条該当) (1) 学歴及び学科要件における「土木工学科（土木科）」以外の課程に関すること (2) 技術上の実務経験年数に関すること
施 行 日	令和7年4月1日

富士見市水道事業の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例

(平成24年条例第30号) 新旧対照表

新	旧
<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格がある者は、次の各号のいずれかとする。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。<u>次号において同じ。</u>)において土木工学科又はこれに相当する課程_____を修めて卒業した後、<u>3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川(以下この条において「水道等」という。)</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者<u>(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u></p> <p>(2) 学校教育法による大学において<u>機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程_____</u>を修めて卒業した後、<u>4年以上水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者<u>(2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u></p> <p>(3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校(<u>次号において「短期大学等」という。)</u>において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。<u>次号において同じ。</u>)、<u>5年以上水道等</u>に関する技術上の実務に従事し</p>	<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格がある者は、次の各号のいずれかとする。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。<u>以下同じ。</u>)の_____土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、<u>2年以上水道_____</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者_____</p> <p>(2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれ_____に相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、<u>3年以上水道_____</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者_____</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校_____において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後_____)、<u>5年以上水道_____</u>に関する技術上の実務に従事した</p>

た経験を有する者（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(5) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校（次号において「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(7) 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(8) (略)

（水道技術管理者の資格）

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格がある者は、次の各号のいずれかとする。

(1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した

経験を有する者_____

(4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校_____
_____において土木科又はこれに相当する課程
を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事
した経験を有する者_____

(5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経
験を有する者_____

(6) (略)

（水道技術管理者の資格）

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格がある者は、次の各号のいずれかとする。

(1) 前条の布設工事監督者に必要な資格を有する者

後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(2) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において_____工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については6年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) (略)

(4) 企業管理規程の定めるところにより、前3号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者

2 1日最大給水量が10,000立方メートル以下である専用水道の管理に係る水道技術管理者については、前項第1号中「3年以上」とあるのは「1年6月以上」と、「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6月以上」と、同項第2号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第3号中

(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目_____を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) (略)

(4) 企業管理規程の定めるところにより、前2号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者

2 1日最大給水量が1,000立方メートル以下である専用水道の管理に係る水道技術管理者については_____、前項第2号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第3号中

「10年以上」とあるのは「5年以上」とそれぞれ読み替えるものとする。

「10年以上」とあるのは「5年以上」とそれぞれ読み替えるものとする。